

退職後神奈川県内の公立学校で
勤務を予定されている皆様へ

退職後、令和2年4月から引き続き公立学校共済組合神奈川県支部の組合員となる方は、組合員期間中の組合員証番号の変更を行わないこととしましたので、現在お持ちの共済組合員証（保険証）を引き続きご使用ください。

ついては、退職直後に正規職員、フルタイム再任用職員、臨時的任用職員、任期付職員として再就職される場合、**公立学校共済組合神奈川県支部の組合員証を新所属の学校の事務担当者にご提示いただき確認を受けてください。**

ただし、年度末日までの雇用期間がない場合は、旧所属の学校で資格喪失の手続きを行ってください。

なお、異なる任命権者間での任用となる場合は、旧所属の学校の雇用期間終了日を確認する際に辞令等の確認書類が必要になります。必ず新所属の学校の事務担当者へ辞令等及び組合員証等をお持ちください。

公立学校共済組合神奈川県支部